

質問第一〇七号

医療崩壊を阻止するための人的医療提供体制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年五月一日

牧山ひろえ

参議院議長 山東昭子 殿

医療崩壊を阻止するための人的医療提供体制に関する質問主意書

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、現在もつとも懸念される医療崩壊は、院内感染や、キャパオーバーを原因として生じるものとされる。

一 医師や看護師等について、職務の過酷さや感染の危険等により、休職者や離職者が生じている。現状、全国でどの程度、新型コロナウイルス感染症対応に起因する休職者や離職者が生じているか。

二 医療従事者の新型コロナウイルス感染者数について、政府の把握している数字を示されたい。

三 医師や看護師等の医療従事者については、感染の危険が大きいこと、感染した場合、院内感染に至りやすいことに鑑み、最優先でその希望に応じてPCR検査等を受診させるべきではないか。申込から検査の実施まで、一週間程度要したとの報道もされている。このようなことはあるべきではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

(二〇二〇年四月二十二日)において、「3. 医療等をめぐる現状と課題 (1) 医療提供体制」と題し

て、「本感染症の重症患者は長期管理を要し、病床を一定期間占有するため、医師や看護師、さらには高

度機器を扱う臨床工学技士など多数の動員が必要であり、対応に当たる専門人材の確保が追いつかない状況にある。」とされている。この「専門人材の確保」について、政府はどのような施策を考えているのか。

右質問する。